

申請の際は削除ください。

〔様式第一・第二（第2条及び第5条関係）〕

案の段階では空欄とし、正式申請を提出する際に書き込み下さい。

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請事業者名及び代表者の役職・氏名をご記載ください。

(ふりがな)

氏名

当初認定申請の際は（更新）は不要のため削除ください。

住所 〒

認定（更新）申請書

下請中小企業振興法第15条第1項（第16条第1項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 実施する者の概要

- (1) 氏名
- (2) 事務所の所在地

1. 2. の内容については、次頁の枠内にご記載ください。

2. 下請中小企業取引機会創出事業に関する事項

- (1) 下請中小企業取引機会創出事業の内容
- (2) 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制
 - ア 下請中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補助する者の氏名
 - イ その他下請中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項

(添付書類)

1. 第3条第1項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
誓約書 **様式3枚目を指します。**
2. 第3条第2項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
 - (1) 組織図・体制図
 - (2) 業務上知り得た秘密を保持できる体制を備えていることを証する書類（社内規程等）

下請中小企業取引機会創出事業を実施している体制（配置人員数含む）が把握できる資料を添付ください。

[]内の記載は、次頁1. 2. の記載情報と同一になるため、確認後に削除いただき、次頁以降を繰り上げて記載いただいて結構です。

※事業を継続実施するために必要な基盤を有しているか（認定基準）を確認するため、直近3ヶ年分の財務諸表等を参考に提出願います（正式申請書類に添付は不要です。）。

1. 実施する者の概要	
(1) 氏名 申請事業者名及び代表者の役職・氏名をご記載ください。	
(2) 事務所の所在地 申請事業者の主たる事務所の所在地をご記載ください。	
2. 下請中小企業取引機会創出事業に関する事項	
(1) 下請中小企業取引機会創出事業の内容 下請中小企業取引機会創出事業に該当する事業の内容について、図表等を用いて、より詳細にご記載ください（枠は自由に広げて記載いただいて結構です。）。	
(2) 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制	
ア 下請中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名 統括責任者：○○○○ 統括責任者を補佐する者：△△△△	
イ その他下請中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項 事業実施責任者以外に、下請中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制、事業財務基盤、情報管理体制等についてご記載ください。	

備考欄は、確認後に削除
いただいて結構です。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定（更新）申請書を提出する年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 4 一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
- 5 申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

年 月 日

経済産業大臣 殿

日付、氏名・住所等、
認定申請書と同様にご
記載ください。

(ふりがな)
氏名

住所 〒

個人事業主の場合は「当社」
でなく「私」を記載、それ以
外は「(私)」の記載は削除
ください。

誓約書

当社(私)は、下請中小企業振興法第15条第1項に定める下請中小企業取引機会創出事業を行うとともに、当社が行う下請中小企業取引機会創出事業が、下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令第3条第1項各号に適合することを誓約いたします。

以上

備考・記載要項欄は、確認後に
削除いただいで結構です。

(備考)

- 1 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 前記基準に適合することを示す書類等につき保管し、経済産業大臣の求めに応じ、提出するよう努めること。

(記載要項)

- (1) 下請中小企業振興法第15条第1項第3号に関し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行う対象となる、再委託をする見込みのある中小企業者の例を別表1により記載する。
- (2) 下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令(以下「省令」という。)第3条第1項第1号に規定する、振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組例を別表2により記載する。
- (3) 省令第3条第1項第2号に規定する、再委託をする中小企業者の決定に当たって、具体的に考慮する事項等の概要を別表3により記載する。
- (4) 省令第3条第1項第3号に規定する、再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託をすることを認めないことについて、そのための具体的な措置の内容を別表4により記載する。

別表 1

助言及び情報の提供を行う再委託をする見込みのある中小企業者の例

中小企業者の名前	住所	中小企業者の行う事業の種類

取引機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行う対象となる、再委託をする見込みのある中小企業者について、主な事業者を 10 社程度ご記載ください。
 なお、再委託先の一覧を別途確認させていただく場合もありますことをご承知願います。

別表 2

振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組例

振興基準の該当箇所	振興基準に適合する取組の具体的内容

下請中小企業振興法第 3 条第 1 項に基づく「振興基準」、
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkouki_jyun/zenbun.pdf
 第 8 1) 下請取引の機会の創出の促進 (1) ~ (8)
 の各項目と、該当項目の内容に適合することを示す取組の
 具体例についてご記載ください。

別表 3

再委託をする中小企業者の決定に当たって具体的に考慮する事項等の概要

--

パートナー契約等を結んでいる「再委託をする見込みのある中小企業者」の中から、実際に再委託先を決定するにあたっては、省令で「技術や品質等を考慮するなど合理的な理由をもって行うこと」とされているが、具体的に考慮している事項等についてご記載ください。

別表 4

再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に変更する再委託をすることを認めないための具体的措置の内容

--

省令において、再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の「全て」を他の事業者に変更する再委託をすることを認めないこととされているが（一部は適正な取引の範囲内で可）、そのことが具体的に措置されている部分についてご記載ください。

[下請中小企業振興法]

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko/shitaukesinkou.pdf>

[下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令]

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko/shitaukesyourei_kikai.pdf

[下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」]

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukiyun/zenbun.pdf>

※下請中小企業取引機会創出事業者として認定された際には、中小企業庁のHP等で、事業者名や事業概要等を公表することを想定しております。特段公表に問題があるようであれば事前にご連絡願います。